

上下水道施設に係る災害時措置等の協力に関する協定書

横須賀市（以下「甲」という。）と横須賀水道工事協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風等の災害又はこれに類する事象により、本市上下水道施設に被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における二次災害防止措置、応急復旧工事等（以下「災害時措置等」という。）の実施の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時措置等の甲と乙との協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時措置等について乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し災害時措置等の内容を記載した文書により協力の要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の災害時措置等の協力の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）二次災害の防止措置
 - （2）応急給水作業及び応急復旧工事の実施
 - （3）前2号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項
- 2 災害時措置等の協力に係る細目については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、災害時措置等の協力が終了したときは、次に掲げる事項を記載した文書によりその内容等を甲に報告するものとする。

- （1）災害時措置等の日時及び場所
- （2）災害時措置等の内容
- （3）災害時措置等に要した資材及び員数
- （4）その他必要な事項

（費用負担）

第5条 この協定に基づき乙が行った災害時措置等の協力に要した費用については、甲が負担する。

- 2 前項の費用の範囲、支払方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第6条 甲は、この協定に基づく災害時措置等の協力に従事した者（以下この条において「従事者」という。）が、当該災害時措置等の協力により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体に障害がある状態になるという事由（以下この条において「補償事由」という。）が発生した場合は、次に掲げる場合を除き、消防団員等公務災害補償条例（昭和32年横須賀市条例第18号）の規定に準じて当該補償事由について補償を行うものとする。

- (1) 当該補償事由が当該従事者の故意又は重大な過失により発生した場合
- (2) 当該補償事由につき、乙又は当該従事者が締結した労働者災害補償保険等により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該補償事由が第三者の行為により発生したものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、災害時措置等の協力に係る連絡のため、連絡責任者を定める。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、この協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲乙いずれかからの協定の更新を行わない旨の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈についての疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年2月28日

甲 横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小林 繁 印

乙 横須賀市平成町2丁目1番地
横須賀水道工事協同組合
理事長 小崎 尊之 印